

外来後発医薬品、一般名処方加算につきまして

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを行っておりますが、現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした**一般名処方**※（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなるためです。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

一般名処方について、ご不明な点などございましたら、当院職員までご遠慮なくお問い合わせください。

※一般名処方

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬を選択することができ、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

院長